

2022年度 北海道サッカーリーグ

第11回 札幌ブロックリーグ 開催要項

※新型コロナウイルス感染症の影響による特例規定を含む。

- 1 主 旨 本大会は、各地区社会人サッカーリーグの代表チームが更に高いレベルと、幅広い活動を目指し、社会人サッカーの発展に寄与することを目的として実施する。
- 2 名 称 2022年度 北海道サッカーリーグ 第11回 札幌ブロックリーグ
- 3 主 催 公益財団法人北海道サッカー協会 北海道社会人サッカー連盟
- 4 主 管 一般社団法人札幌地区サッカー協会 札幌社会人サッカー連盟
- 5 協 賛 株式会社 モルテン
- 6 開催期日 2022年5月22日（日）～9月11日（日）
- 7 会 場 札幌サッカーアミューズメントパーク 他

8 参加資格

(公財) 日本サッカー協会及び全国社会人サッカー連盟に加盟登録された第1種の登録チーム(準加盟を含む)で、次の資格を有するものに限る。

- (1) 本年度、上記の加盟登録手続を完了し、加盟金納入済みのものであること。
- (2) クラブチームは、他の事業体チーム或いは他のクラブチームに二重登録されていないこと。
- (3) 高校在学中の生徒は参加できない。ただし、(公財) 日本サッカー協会にクラブ申請が許可されたチームの選手は除く。
- (4) 外国籍選手の登録は1チームにつき3名以内とする。ただし、「JFAのプロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則」の条件に該当する場合は、この3名を超えて登録できるものとするが、いずれの場合も、外国籍選手の登録人数の総数は、5名を超えてはならない。(準加盟チームは除く) ※同一試合には、3名が同時に試合に出場することができる。
- (5) 本リーグ登録のチーム役員は、本リーグ及び北海道内他ブロックリーグ出場異なるチームにおける役員登録はできない。
- (6) 北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会に出場権を得た場合、必ず出場できるチームであること。

9 リーグ編成

札幌地区6チーム編成とする。

10 競技規則

- (1) 当該年度(公財) 日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。
- (2) 各チームの登録選手は、(公財) 日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。写真貼付けのないものは無効とする。(選手証とは、KICKOFFから出力した、選手証・登録一覧を印刷したもの、またスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。)
- (3) 試合成立の必要人数は、試合開始予定時間において1チーム7名以上とする。

11 競技方法

- (1) 6チームによる2回戦総当たりとする。
- (2) 競技時間は90分とし延長、PK戦は実施しない。
- (3) ハーフタイムのインターバル：15分以内
- (4) 交代できる数：5名
- (5) 交代要員の数：7名
- (6) ベンチに入ることのできる数：13名(交代要員7名、役員6名)

12 参加料

195,000 円（消費税込）

13 選手エントリー

- (1) チームは定められた期日までに選手エントリーを完了させること。
- (2) 選手登録の追加・移籍・削除の手続きはチームが所属する地区協会に行い、その内容が所定の手続きにより本大会事務局で確認された後、出場が認められる。
- (3) 同一選手が同一チームで同一シーズン中に 2 つ以上の背番号で登録することはできない。
- (4) 同一チーム内において同一シーズン中に 1 つの背番号で 2 人以上の選手が登録することはできない。

14 ユニフォーム

- (1) 当該年度の（公財）日本サッカー協会ユニフォーム規程に従うこと。
- (2) 本競技会に登録した正・副 2 組のユニフォーム（シャツ、ショーツ及びソックス）を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (3) 正・副の 2 色については明確に異なる色とする。
- (4) 主審は両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (5) 主審は両チームの各 2 組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。

15 組合せ及び日程

リーグ日程、試合開始時間、順序は、本運営委員会において決定する。

16 順位の決定

次の方法により決定する。

- (1) 勝点（勝ち 3 点・引分 1 点・負け 0 点）
- (2) 全試合の得失点差（総得点－総失点）
- (3) 全試合の総得点数
- (4) 当該チームの対戦成績
 1. 勝点
 2. 得失点差
 3. 総得点数
- (5) 試合を棄権した場合、順位の決定上、対戦相手チームに勝点 3 及び得点 5 を与える。
- (6) 以上により確定することができない場合には、札幌ブロックリーグ運営委員会において決定方法を定める。

17 表彰

(1) チーム表彰

優勝 賞状：（公財）北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟
トロフィー：北海道社会人サッカー連盟
準優勝 賞状：（公財）北海道サッカー協会及び北海道社会人サッカー連盟
トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

(2) 個人表彰

得点王 トロフィー：北海道社会人サッカー連盟

18 入替

- (1) 本大会 1 位チームは、当該年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会への出場権を得る。
- (2) 入替戦は別途札幌ブロックリーグ運営委員会で決定する。

19 競技審判員

- (1) チーム帯同審判制はとらない。
- (2) 審判資格は主審を 2 級以上、副審を 3 級以上、第 4 の審判員を 4 級以上とする。ただし、主審については主管地区協会審判委員長が特に推薦している 3 級審判員が担当することを認める。
- (3) 地区担当者は試合開催日までに主管協会へ審判員の派遣を依頼すること。
- (4) 主審は競技終了後、速やかに審判報告書を会場責任者に提出すること。
- (5) 各審判員への報酬は別に定める。

20 競技記録及び公式記録員

- (1) 本大会の競技記録は別に定める運営当番チームが行う。
- (2) 競技記録は（公財）北海道サッカー協会または北海道社会人サッカー連盟が認定した公式記録員を含む 2 名以上で行う。
- (3) 競技記録担当者は、試合開始 40 分前までに本部席に集合し必要な準備を行うこと。
- (4) 公式記録は、試合終了後、ただちに記録内容を確認し、記録用紙両チーム監督、主審及びマッチコミッショナーの署名をもらうこと。
- (5) 完成した記録用紙はホームチームの運営責任者へ提出すること。なお、その後の異議・訂正は原則認めない。

21 会場運営

- (1) 会場の準備は各会場の第 1 試合のホームチームが行い、片付けは各会場の最終試合のホームチームが責任を持って行うこと。
- (2) ホームチーム運営委員は、会場準備・後片付け及び試合運営に関する事項について、事前に主管地区のサッカー協会及び責任地区連盟と打ち合わせを行う。
- (3) 準備は試合開始時刻の遅くとも 90 分前から行い 30 分前には完了すること。
会場責任者の指示により①テントの設営 ②机・椅子・ベンチの設置 ③ラインの整備 ④ゴール及びコーナーフラッグの設置 ⑤第 4 の審判員席の設置 ⑥試合球の提供を行う。
- (4) 各試合の運営当番チームは 4 名以上の担架要員を待機させること。また、試合会場でボールパーソンが必要な場合は別途要員を待機させること。
- (5) 後片付けは試合終了後速やかに行い、30 分以内を目途に終了し、施設管理者の確認を受けること。会場責任者の指示により①使用機材の撤収②会場内外のゴミ等の回収・清掃を行う。
- (6) 会場によってゴールの移動が必要な場合、第 1 試合の両チーム・最終試合の両チームが分担して移動する。

22 懲 罰

本大会は、（公財）日本サッカー協会が定める懲罰規程に基づき、本大会に係る懲罰問題を処理するため大会規律委員会を設置する。本大会規律委員会は札幌ブロックリーグ運営委員会内に置く。

(1) 警告・退場の処置

- ① 警告は累積 3 で 1 試合の出場停止とし、退場処分を受けた選手は自動的に本大会における直近の試合での出場停止処分を受ける。その後の処置については、本大会規律委員会が決定する。
 - ② 警告の累積による公式試合の出場停止処分は、本大会のみに適用されるものとし、他大会に影響しない。
 - ③ ①の退場処分による出場停止が本大会において消化しきれなかった場合、残存の出場停止処分は、当該出場停止処分を受けたチームまたは処分対象者が出場する直近の公式試合において、その処分を消化するものとする。
- (2) 試合を棄権した場合、その後の処置については、本大会規律委員会が決定する。
 - (3) 本要項に違反した場合、その後の処置は本大会規律委員会の裁定に拠る。

- (4) 試合中又はその前後に悪質な言動が有った場合、その後の処置は本大会規律委員会の裁定に拠る。
- (5) 大会期間中又はその前後において本大会の秩序を乱すような悪質な言動が有った場合、その後の処置は本大会規律委員会の裁定に拠る。

23 マッチコミッショナー

- (1) 本大会は、各会場の各試合に JFA 認定マッチコミッショナーを配置する。
- (2) マッチコミッショナーは試合開始 60 分前にマッチコーディネーションミーティングを行い、試合に臨む両チームの監督と意見交換を行い、スムーズに試合が行われるよう確認を行うこと。
- (3) マッチコミッショナーは、試合開催（試合中を含む）におけるトラブル等が発生した場合、札幌ブロックリーグ運営委員会に対し、速やかに「マッチコミッショナー緊急報告書」を提出すること。

24 新型コロナウイルス感染症の影響が生じた場合の対応

- (1) リーグ開催は「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン」に基づくこととし、当該ブロック内に緊急事態宣言が発出されていないこと、施設(グラウンド)に使用制限がないこと、(公財)北海道サッカー協会から「延期」「中止」の通達が出ていないことを条件とする。
- (2) 第 1 節～第 5 節の期間に(1)による中止試合が発生し、2 回戦総当たり方式での開催ができない場合、大会方式を 1 回戦総当たり方式に変更する。その場合、札幌ブロックリーグ運営委員会で日程及び対戦を再度協議して決定する。
- (3) (2)の 1 回戦総当たり方式が完了した場合、その結果により 1 位～6 位チームを決定する。順位の決定方法は 16(1)～(5)による。この場合、1 位チームを北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会への出場チームとする。
- (4) (2)の 1 回戦総当たり方式開催中に(1)による中止試合が発生した場合、順位の決定は次による。
 - ①各チームの試合数が「3 試合以上」終了している場合は、その時点の成績により 1 位～6 位チームを決定する。順位の決定方法は 16(1)～(5)による。

チームにより終了試合数に差異がある場合は、終了した試合数をもとに勝点率（勝点/試合数）を計算して順位を決定する（勝点率の多い順に順位を決定する）。

ただし、勝点率が同一の場合には以下の順序により順位を決定する。

 - (ア) 全試合の得失点差率（得失点差/試合数）の多いチームを上位とする。
 - (イ) 全試合の総得点率（総得点/試合数）の多いチームを上位とする。
 - (ウ) 当事者チーム同士での全対戦成績の良いチームを上位とする（1.得失点差 2.総得点の順で判定）。
 - (エ) (ア)～(ウ)で順位が決定できない場合には、札幌ブロックリーグ運営委員会において決定方法を定める。

この場合、1 位チームを北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会への出場チームとする。
 - ②各チームの試合数が「2 試合以下」の開催となった場合、リーグは不成立として順位の決定は行わず、北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会出場チームは札幌ブロックリーグ運営委員会で決定する。
 - ③その他の不都合が生じた場合の措置については、札幌ブロックリーグ運営委員会で決定する。
- (5) 1 回戦総当たり終了後に(1)による中止試合が発生した場合、終了した試合の成績により 1 位～6 位チームを決定する。順位の決定方法は 16(1)～(5)による。

チームにより終了試合数に差異がある場合は、終了した試合数をもとに勝点率（勝点/試合数）を計算して順位を決定する（勝点率の多い順に順位を決定する）。

ただし、勝点率が同一の場合には以下の順序により順位を決定する。

 - (ア) 全試合の得失点差率（得失点差/試合数）の多いチームを上位とする。
 - (イ) 全試合の総得点率（総得点/試合数）の多いチームを上位とする。

(ウ) 当事者チーム同士での全対戦成績の良いチームを上位とする（1.得失点差 2.総得点の順で判定）。

(エ)(ア)～(ウ)で順位が決定できない場合には、札幌ブロックリーグ運営委員会において決定方法を定める。

この場合、1位チームを北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会への出場チームとする。

(6) (1)による中止試合の発生によりリーグが完全に中止となった場合、札幌ブロックリーグ運営委員会でトーナメント方式等での開催を協議し決定する。

(7) 参加チームのリーグ登録選手・スタッフに「陽性反応者」が発生した場合、速やかに札幌ブロックリーグ運営委員会まで連絡を行うこと。

(8) 新型コロナウイルス感染症の影響下において、札幌ブロックリーグ運営委員会が開催を決定した試合に対して試合エントリー予定数^(注1)（1チーム選手7名以上、ベンチ入りスタッフ1名以上）を満たせなかったチームが発生した場合、「みなし開催」とする。

(注1) 試合エントリー予定数：競技会エントリー選手・スタッフの中から、以下条件に適合する選手を除いて確保できる選手・スタッフ人数。2022年度札幌ブロックリーグの場合は「選手7名以上、ベンチ入りスタッフ1名以上」とする。

【除外する選手・スタッフ】

① PCR検査で陽性反応があった場合

② 保健所等において濃厚接触者と指定された場合

③ 自主的に参加を見合わせる対象者の場合

●体調が良くない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

●同居家族や身近な人に感染が疑われる方がいる

●過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

④ 試合日の直前に、選手・スタッフにPCR検査での陽性反応者が発生したが、保健所等での濃厚接触者判定が間に合わず、かつ発症日（無症状の場合は陽性検体採取日）の2日前以降に陽性反応者とチーム活動等を通じて接触したと思われる選手・スタッフがいる場合で、試合60分前までにPCR検査または抗原検査で「陰性」の結果を提出できない場合（「陰性」の証明書が提出できる場合は、試合エントリー予定数に加えられる）

(9) 「みなし開催」の場合、試合エントリー予定数を満たせなかったチームの敗戦とみなし、対戦チームに勝ち点3、得点5を与える。両チームともに試合エントリー予定数を満たせなかった場合は引き分けとみなし、両チームに勝ち点1を与える。

(10) 新型コロナウイルス感染症の影響により試合を棄権する場合は、事前に札幌ブロックリーグ運営委員会まで書面での申し出を行うこと。

(11) 新型コロナウイルス感染症の影響による試合の棄権、または、試合エントリー予定数を満たせなかった場合、22懲罰の対象とはならない。

(12) 新型コロナウイルス感染症の影響で中止の試合が生じた場合、17表彰の内容を変更する場合がある。

(13) 試合60分前のマッチコーディネーションミーティングについて、新型コロナウイルスの感染予防のため、簡易な方法、代替措置等をとる場合がある。その場合、着用するユニフォームの色彩を札幌ブロックリーグ運営委員会で事前に決定する場合がある。

(14) 2022年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が予定通り実行された場合、その成績上位2チームは、北海道社会人サッカー連盟の承認を受けることにより2023年度の北海道サッカーリーグに編入される。2022年度北海道サッカーリーグブロックリーグ決勝大会が実行されなかった場合の北海道サッカーリーグとの入替については、北海道社会人サッカー連盟で決定する。

(15) 新型コロナウイルス感染症の影響により2回戦総当たり方式での開催ができなかった場合、地区リーグとの入替については、状況を考慮の上、札幌ブロックリーグ運営委員会で決定する。

25 その他

- (1) チームの監督は、各試合とも必ずベンチに入ることを義務づける。ただし、やむを得ずベンチ入りができない場合、チーム役員が監督代理を行うことができる。この場合事前に札幌ブロックリーグ運営委員会に届け出て許可を受けなければならない。緊急の事態により、事前の許可を得られなかった場合は、会場責任者に速やかに事情を説明し指示に従うこと。なお、事態の経緯等を書面にて札幌ブロックリーグ運営委員会宛へ提出すること。
- (2) 監督がその任を永きにわたって履行できない場合、札幌ブロックリーグ運営委員会に申し出し、指示を受けること。
- (3) チーム監督あるいは助監督が選手を兼ねる場合は、事前に登録された役員をベンチ入りさせること。
- (4) 監督の代理をできる者は、事前に登録された役員 6 名以内の中から行うこと。
- (5) 上記(1)～(4) に違反した場合の処分に関しては本大会規律委員会において決定する。
- (6) 納入された参加料は原則として返却しない。
- (7) シーズン途中のチーム名称及び登録地の変更は認めない。
- (8) 試合場への移動、及び試合中などの事故防止については各チームの責任において徹底すること。また傷害保険等の加入もチームの責任において行うこと。
- (9) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合には、本大会主管地区責任者、マッチコミッショナー、審判団において協議のうえ対処する。その場合、中断・中止・延期する事があるので留意のこと。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の影響により、本要項上不都合な事態が生じた場合の対応については、札幌ブロックリーグ運営委員会の決定に従うこと。
- (11) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、試合前・試合中・試合後における特別な措置が行われる場合は、その措置に従うこと。
- (12) 本競技会は、大会期間を通じて感染対策担当者を設置する。選手・チーム役員・審判員・大会運営等関係者など会場にいる全ての者は、感染対策担当者の判断・指示に従わなければならない。また、試合前に、各チームの感染対策担当者とのミーティングを実施する。
- (13) 大会参加チームは、新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインやチェックリストに沿って行動し、感染拡大の予防に努めること。なお、大会の途中で関係者から感染者が出た場合は、本大会実施委員会において協議の上、対処する。

26 附 則

- (1) 本大会を円滑に運営するために「札幌ブロックリーグ運営委員会」及び事務局を置く。
- (2) 札幌ブロックリーグ運営委員会規程は別に定める。

以 上